

# 研究開発用オフィス(IT・デジタルコンテンツ・医療・環境等) 外国・外資系企業のオフィス

## 1. 対象事業

対象分野	主な事業
知識創造型産業 (ソフトウェア・デジタルコンテンツの開発等)	情報通信技術、自動車及びロボット等に関する研究及びソフトウェア等開発 / デジタルコンテンツ及びデザインの制作 / ナノテクノロジーを活用した研究開発 / システムLSI設計等の半導体に関する研究開発 / 各種機械の設計 等
健康・医療・福祉関連産業	医療機器、福祉機器、医薬品、保健機能食品等の研究開発 等
環境・エネルギー関連産業	太陽電池、水素エネルギー等のエネルギーに関する研究開発 / リサイクル関連技術、土壌、水等の浄化に関する研究開発 / バイオテクノロジーを活用した研究開発 等
外国・外資系企業 <sup>(※1)</sup>	【日本初進出の場合】日本国内で初めて行う事業 【二次進出の場合】他の交付対象分野及び金融業等 <sup>(※2)</sup> の研究開発または役務の提供 ※いずれの場合も金融業以外のB2C事業は対象外

(※1)外国企業(外国の法令により設立された企業、外国に主たる事務所を有する企業等)及び外資系企業(国内企業のうち、発行済株式の総数または出資総額の割合の50% 超を外国企業等または外国人が保有する企業等)が対象。(※2)法に定められた免許等を受けた銀行、保険会社、監査法人、証券会社等が対象。

要件<sup>(※1)</sup>

基準

延床面積 **60㎡以上**  
常用雇用 **3人以上**

大規模

延床面積 **200㎡以上**  
常用雇用 **10人以上**

## 2. 主な要件・交付内容<sup>(賃借型)</sup>

賃料への 交付金 <sup>(※2)</sup>	金額	年間賃借額の <b>1/4</b>	年間賃借額の <b>1/4</b> <b>2年間</b> 年2,500万円(㎡あたり4,000円/月)
	期間	1年間	
	上限額	1,500万円(㎡あたり4,000円/月)	

雇用への 交付金 <sup>(※3)</sup>	金額 (1人あたり)		正社員 <sup>(※4)</sup>	その他の常用雇用者
		福岡市民 <sup>(※5)</sup>	<b>50万円</b> 研究員100万円 <sup>(※6)</sup>	<b>15万円</b>
		福岡市民以外	<b>10万円</b>	<b>5万円</b>
	対象者(1人1回)	就業開始時の雇用者 (創業5年以内の場合:最大3年間の雇用者 <sup>(※7)</sup> )		
	上限額	5,000万円		

### 日本初進出の外国・外資系企業の場合

設立費用 への交付金	金額	対象経費の <b>1/2</b>
	対象経費 <sup>(※8)</sup>	市場調査、通関、各種許認可の取得、登記等に要する経費、 拠点設立に係る従業員の採用に要する経費等 ※公租公課を除く。 (姉妹都市またはMOU(経済交流等に関する覚書)締結都市からの進出企業 <sup>(※9)</sup> は、 渡航費 <sup>(※10)</sup> も対象)
	上限額	300万円

(※1)要件は、就業開始時から満たしていることが必要 (※2)賃料への交付金は、オフィスおよび研究開発設備機器の年間賃借額(共益費は除く。消費税含む。)が対象 (※3)雇用への交付金は、就業開始時に雇用が確認でき、その後1年以上の継続雇用が確認できた方が対象 (※4)正社員およびその他常用雇用者の雇用形態については、雇用契約書等の提出書類で確認できた方が対象 (※5)福岡市民は、住民票等の提出書類で確認できた方が対象 (※6)研究員は、ナノテクノロジー、医療、バイオテクノロジーパイオ等の事業において、専ら研究の業務に従事する福岡市民の正社員が対象 (※7)地方拠点の分社化など、新規の創業と認められない場合は対象外。創業5年以内かつ福岡市に本店登記がある事業者は、創業5年までの間で、最大3年間の雇用者(1年以上の継続雇用が確認できた方)を対象とし、各年増加した雇用者が対象(1人1回) (※8)就業開始した日以前1年以内の経費が対象 (※9)MOUを経済団体等と締結している場合は、経済団体に所属している事業者が対象 (※10)2名×2往復までの、航空等運賃が対象

## 試算例 オフィス賃料を4,000円/㎡と仮定して、2つの事例で交付額を試算しました。

### 【ケース1】基準型

- ・東京のIT企業が、システム開発拠点を設立
- ・オフィス面積:65㎡
- ・雇用人数:3名
  - ・正社員(福岡市民)1名
  - ・正社員(市民以外)1名
  - ・契約社員(福岡市民)1名

### 【ケース2】大規模型

- ・外資系金融企業が、東京に続く第2拠点を設立
  - ・オフィス面積:300㎡
  - ・雇用人数:30名
    - ・正社員(福岡市民)15名
    - ・契約社員(福岡市民)14名
    - ・アルバイト(市民以外)1名
- ※このほか、派遣社員10名

	交付金	内 訳
賃料 への交付金	78万円	オフィス年間賃料312万円(65㎡×4,000円×12月) ×1/4
雇用 への交付金 (※1)	75万円	・正社員(福岡市民)1名×50万円=50万円 ・正社員(市民以外)1名×10万円=10万円 ・契約社員(福岡市民)1名×15万円=15万円
計	153万円	

	交付金	内 訳
賃料 への交付金 (※2)	720万円	オフィス年間賃料1,440万円(300㎡×4,000円×12月) ×1/4×2年間(大規模)
雇用 への交付金 (※1)	965万円	・正社員(福岡市民)15名×50万円=750万円 ・契約社員(福岡市民)14名×15万円=210万円 ・アルバイト(市民以外)1名×5万円=5万円 ※派遣社員は対象外(直接雇用者が対象)
計	1,685万円	

(※1)雇用への交付金は、操業開始時から1年以上の継続雇用を確認した後に交付します。(※2)各年360万円×2年間(2回)交付。

## 3. その他重要事項

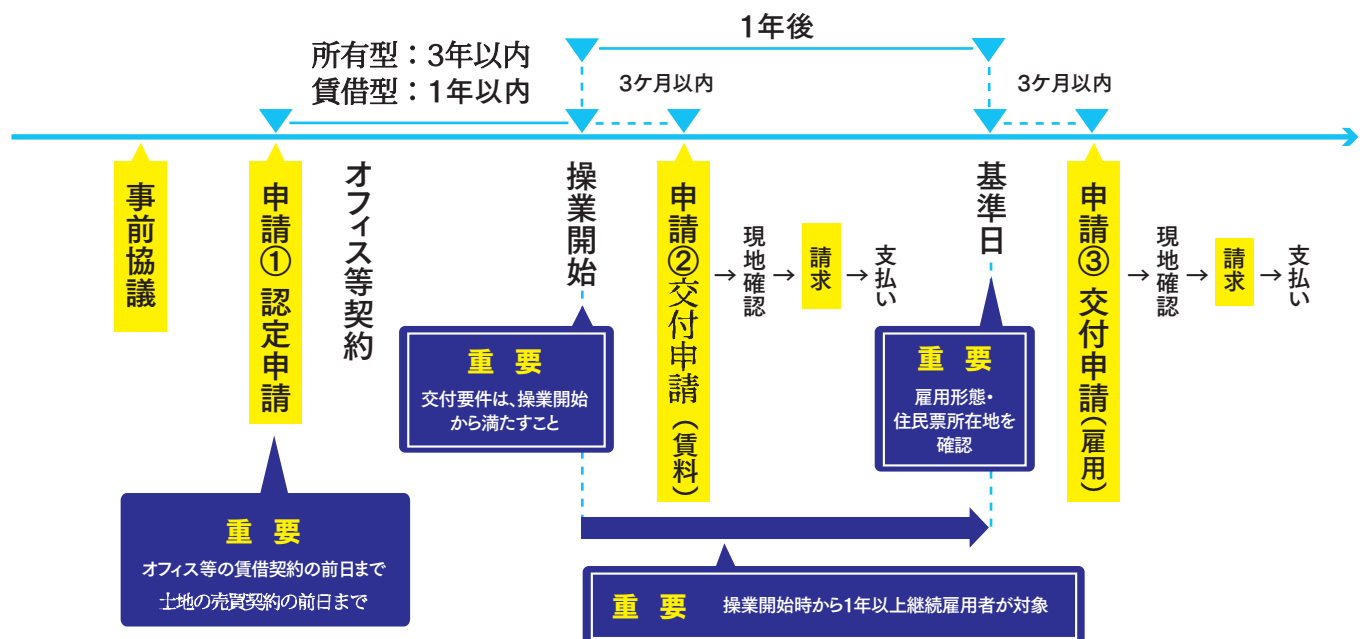
【申請時期】 オフィス等の賃借契約の前日までに、認定申請が必要です。

【操業開始期限】 認定申請日から1年以内 ※所有型の場合は3年以内

【継続義務期間】 賃借型5年間 ※所有型の場合は10年間 ※期間内に事業縮小・撤退された場合、交付金の全額又は一部を返還していただきます。

立地交付金の申請にあたっては、「福岡市企業立地促進条例」ほか関係規定をご一読いただき、定められた規定を遵守することに同意の上、ご申請ください。

## 手続きの流れ



※事業継続義務期間内に事業縮小・撤退された場合、交付金の全額又は一部を返還していただきます。

### ■ 経済観光文化局 創業・立地推進部 企業誘致課

- TEL: 092-711-4849 ● FAX: 092-733-5901
- E-mail: invest@city.fukuoka.lg.jp
- 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

### ■ 福岡市 東京事務所

- TEL: 03-3261-9712 ● FAX: 03-5276-7895
- E-mail: tokyooffice.GAPB@city.fukuoka.lg.jp
- 〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目4-1 日本都市センター会館12階

## お問合せ